

別表（第2条関係）

空き家等危険度判定基準

判定区分		判定項目	判定内容	評点
1	構造一般の程度	耐震性	(1) 昭和56年5月以前の耐震構造基準により建築されたもの	20
		基礎	(1) 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10
			(2) 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20
		外壁	(1) 外壁の構造が粗悪なもの	25
2	構造の腐朽又は破損の程度	基礎、土台、柱又ははり	(1) 柱が傾斜している（1/60未満程度）もの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25
			(2) 基礎に不同沈下があるもの、柱の傾斜が著しい（1/60以上、1/20未満程度）もの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数か所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50
			(3) 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のある（傾斜1/20以上程度）もの	100
		外壁	(1) 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15
			(2) 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地が露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25
		屋根	(1) 屋根ぶき材料の一部に剥落又は外れがあり、雨もりのあるもの	15
			(2) 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒の垂れ下がったもの	25
			(3) 屋根が著しく変形したもの	50